

令和元年 6 月 28 日

平成 30 年度 公立高畠病院医療事故の公表について

公立高畠病院長

公立高畠病院医療事故公表基準（平成 20 年 1 月より運用）に基づく、平成 30 年度に発生した公表すべき医療事故は次のとおりである。

1. 一括公表

区分	件数	代表事例	改善策
レベル 3	4 件	左肺炎及び胆嚢炎疑いで入院中の患者。欠食・抗菌薬投与にて症状改善するが経口摂取困難が続くため、嚥下内視鏡検査施行。喉頭に異物を発見。喉頭鏡にて上顎義歯（部分義歯）を取り除いた。後日、確認すると入院時レントゲンで義歯が確認できた。	<ul style="list-style-type: none">・入院時に撮影された画像の確認は、医師及び看護師で行う。・入院時、看護師は義歯の有無、装着状況、現物確認を行い、チェックシートを用いて職員間で情報を共有するよう再確認を行った。・現物確認が曖昧な状況など誤飲を疑う場合は、レントゲンの検討を行う。

2. 個別公表

レベル 4、レベル 5 について、該当事例はありません。

【備考】

※患者への影響の大きさに応じて、医療事故レベルを以下のとおり分類する。

区分	内容
レベル 3	事故で治療が必要となり、何らかの障害が残る事例
レベル 4	事故で深刻な病状の悪化をもたらし、高度の障害が残る事例
レベル 5	事故により死亡した事例

※原則、以下の基準で公表する。

- 1) レベル 3 に相当する医療事故は、一括公表する。
- 2) レベル 4～5 に相当する医療事故は、原則として個別公表する。